

承認事項案文一覧

～ 目次 ～

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（2頁）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）（3頁）

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10500</u>超10000分の<u>12599</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9765</u>以上10000分の<u>10500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9240</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10500</u>とする。</p> <p>第4から第10まで（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（略）</p> <p>2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10000</u>超10000分の<u>11999</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9300</u>以上10000分の<u>10000</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>8800</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10000</u>とする。</p> <p>第4から第10まで（略）</p>

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A)（現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11750</u></p> <p>（5）下位 10000分の<u>11125</u></p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>11625</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>11000</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位(A)（略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>10810</u></p> <p>（5）下位 10000分の<u>10235</u></p>

<p>(6) 最下位 (現行のとおり)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9975</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>9345</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10080</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9450</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5640</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5340</u></p> <p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (現行のとおり)</p>	<p>(6) 最下位 (略)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9025</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>8455</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>9500</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9120</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>8550</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>9500</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5170</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4895</u></p> <p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (略)</p>
---	--

<p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4750</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4450</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4800</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4500</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>第11から第22まで (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4275</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4005</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4500</u></p> <p>(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4320</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4050</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4500</u></p> <p>第11から第22まで (略)</p>
--	---

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位 （現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A) （現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11750</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>11125</u></p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>11625</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11000</u></p> <p>（5）最下位 （略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中位(A) （略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>10810</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>10235</u></p>

<p>(6) 最下位 (現行のとおり)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9975</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>9345</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10080</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9450</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5640</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5340</u></p>	<p>(6) 最下位 (略)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9025</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>8455</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>9500</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9120</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>8550</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>9500</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5170</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4895</u></p>
--	--

<p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4750</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4450</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4800</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4500</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>第11から第22まで (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。</u></p>	<p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4275</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4005</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4500</u></p> <p>(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4320</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4050</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4500</u></p> <p>第11から第22まで (略)</p>
---	---

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11750</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>11125</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>9975</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>9345</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(2) 中 位 10000分の<u>10080</u></p>	<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>10810</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>10235</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>9025</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>8455</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>9500</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上 位（略）</p> <p>(2) 中 位 10000分の<u>9120</u></p>

<p>(3) 下位 10000分の<u>9450</u> (4) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(再任用教育管理職員の成績率の内容) 第7 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5640</u> (3) 下位 10000分の<u>5340</u></p> <p>(再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第8 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>4750</u> (3) 下位 10000分の<u>4450</u> (4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>(再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>4800</u> (3) 下位 10000分の<u>4500</u> (4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>第10から第20まで (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。</p>	<p>(3) 下位 10000分の<u>8550</u> (4) 対象外 10000分の<u>9500</u></p> <p>(再任用教育管理職員の成績率の内容) 第7 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5170</u> (3) 下位 10000分の<u>4895</u></p> <p>(再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第8 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>4275</u> (3) 下位 10000分の<u>4005</u> (4) 対象外 10000分の<u>4500</u></p> <p>(再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>4320</u> (3) 下位 10000分の<u>4050</u> (4) 対象外 10000分の<u>4500</u></p> <p>第10から第20まで (略)</p>
--	---

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。
記

改正案	現行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。</u></p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（略）</p>

改正案

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% ^A 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 ^B -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 ^C -「A・B」)	10000分の12555
下位	D	10000分の12285
最下位	E	10000分の9855
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% ^A 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 ^B -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 ^C -「A・B」)	10000分の11750
下位	D	10000分の11500
最下位	E	10000分の9250
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% ^A 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 ^B -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 ^C -「A・B」)	10000分の9975
下位	D	10000分の9870
最下位	E	10000分の9345
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% ^A 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 ^B -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 ^C -「A・B」)	10000分の11625
下位	D	10000分の11375
最下位	E	10000分の9125
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% ^A 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 ^B -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 ^C -「A・B」)	10000分の10810
下位	D	10000分の10580
最下位	E	10000分の8510
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% ^A 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 ^B -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 ^C -「A・B」)	10000分の9025
下位	D	10000分の8930
最下位	E	10000分の8455
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9975
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9345
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9025
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の8455
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10080
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9450
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9120
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の8550
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5640
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5340
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5170
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の4895
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の4450
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4450
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4800
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4500
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4275
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の4005
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4275
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4005
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4320
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4050
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

改正案	現 行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11750</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>11125</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11625</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>11000</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>10810</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>10235</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9660
- (5) 最下位 10000分の9345
- (6) 対象外 10000分の10500

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 最上位 (現行のとおり)
 - (2) 上位 (現行のとおり)
 - (3) 中位 10000分の10080
 - (4) 下位 10000分の9765
 - (5) 最下位 10000分の9450
 - (6) 対象外 10000分の10500

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 上位 (現行のとおり)
 - (2) 中位 10000分の5640
 - (3) 下位 10000分の5340

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 上位 (現行のとおり)
 - (2) 中位 10000分の4750
 - (3) 下位 10000分の4450
 - (4) 対象外 10000分の5000

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9025
- (4) 下位 10000分の8740
- (5) 最下位 10000分の8455
- (6) 対象外 10000分の9500

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 最上位 (略)
 - (2) 上位 (略)
 - (3) 中位 10000分の9120
 - (4) 下位 10000分の8835
 - (5) 最下位 10000分の8550
 - (6) 対象外 10000分の9500

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 上位 (略)
 - (2) 中位 10000分の5170
 - (3) 下位 10000分の4895

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 上位 (略)
 - (2) 中位 10000分の4275
 - (3) 下位 10000分の4005
 - (4) 対象外 10000分の4500

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の4800

(3) 下位 10000分の4500

(4) 対象外 10000分の5000

第11から第25まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日
から適用する。

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の4320

(3) 下位 10000分の4050

(4) 対象外 10000分の4500

第11から第25まで (略)